

# 大学院の再入学に係る学費の取扱いに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋外国語大学大学院学則第37条により再入学を認められた者の学費の取扱いについて定める。

(学費の納付)

第2条 大学院学則第37条の規定により再入学を認められた者は、大学院学則に定められた再入学年度の学費を納付しなければならない。ただし、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者（単位取得後退学者）が、課程博士論文を提出するために再入学した場合の学費については、論文の審査及び試験に合格した学期の学費の額は、別表のとおりとする。

(入学金の免除)

第3条 前条の再入学者に係る入学金は、免除する。

(既納学費の非充当)

第4条 第2条の再入学者に係る再入学の学年が、退学時の学年と重複する場合であっても退学時の年度に納付した学費を再入学の年度における学費に充当することは認めない。

(変更)

第5条 この内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。(第2条関係)

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(第2条及び別表関係)

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。(別表関係)
- 2 改正後の別表中「教育充実費」とあるのは、平成25年度以前入学生については、「施設費」と読み替えるものとする。

別表

授業料	教育充実費
100,000円	免除